



自治基本条例とまちづくり⑩

2019年1月号広報では、愛西市自治基本条例の第1条と第2条をご紹介しました。今回は、第3条(自治の基本的な考え方)をご紹介します。



(自治の基本的な考え方)

第3条 自治の基本的な考え方は、次のとおりとします。

- (1) 市民主権 市民はまちづくりの主体であり、地域でできることは地域で行い、自発的、自主的、主体的にまちづくりを推進します。
- (2) 人権の尊重 年齢、性別、国籍その他にかかわらず、市民一人ひとりの人権を尊重します。
- (3) 地域特性の尊重 地域の歴史と文化の特性を理解し、尊重したまちづくりを行います。
- (4) 地方分権及び地域内分権の推進 自主自立の市政運営を図るため、地方分権については、基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、地域内分権の推進についても、地域の自主自立を目指した活動の促進に取り組みます。
- (5) 非核平和の実現 世界の人々と友好の絆を深めながら人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行います。
- (6) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するために地球全体の環境に配慮したまちづくりを行います。

第3条には、私たちのまちづくりの基本的な考え方が書かれています。この考え方を土台としてまちづくりを進めていきます。今後も自治基本条例について紹介していきます。まちづくりについて一緒に考えていきましょう。

☎ 市民協働課 ☎(55)7113



問い合わせ先へ郵送

▼応募方法／郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業または学校名・学年)、電話番号を明記し、

イラストの着色は自由

・1人何点でも応募可能(ただし、入選作品は1人1作品とする)

・イラストの着色は自由

・自作で未発表の作品

・手書きで絵と文字の両方を必ず入れる

・郵便はがきまたは、はがきサイズの大きさの用紙で応募

・イラスト、絵手紙、1コマ漫画などで「わたしが暮らすなら、こんな男女共同参画社会」を表現したもの

・募集締切／9月2日(月)必着

▼応募資格／愛知県在住・在勤・在学の方

▼募集規定／

男女共同参画作品募集

理想の男女共同参画社会をはがき1枚に自由に表現してみよう！

〒460-8501(住所不要)

▼選考など／選考委員会により選考
・最優秀作品5点

(賞状と図書カード3千円を贈呈)

・優秀作品5点
(賞状と図書カード1千円を贈呈)

▼活用方法／
・男女共同参画月間の10月に県庁や
ウィルあいちなどで展示

・県が作成する男女共同参画啓発物
に活用

▼その他／応募作品の返却なし。入
選作品の著作権は愛知県に帰属。入
選作品、受賞者の氏名、住所地の市
町村名(児童・生徒の場合は学校名・
学年)を県ホームページで公表

※「男女共同参画社会」とは…
性別にかかわらず、自らの意思で生
き方を選び、家庭、学校、地域、職場
などのあらゆる分野で、人々がともに
支え合い、責任を分担し、その個性と
能力を十分に発揮することができる社
会のこと

☎愛知県 県民文化局 男女共同参画
推進課 ☎052(954)6179